

福岡市ICT活用工事(港湾浚渫)実施要領

1 概要

ICT 活用工事(港湾浚渫)とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する工事であり、ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

- ①3次元起工測量
- ②3次元数量計算
- ③ICT を活用した施工
- ④3次元出来形管理
- ⑤3次元データの納品

なお、①～⑤全ての段階において ICT を活用するものとする。

2 対象工種

ICT 活用工事(港湾浚渫)の対象工種種別は、工事工種体系ツリーにおける下記工種(レベル 4)とする。

- ・ポンプ浚渫
- ・グラブ浚渫
- ・硬土盤浚渫
- ・砕岩浚渫
- ・バックホウ浚渫

3 ICT 施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、ICT活用工事实施要領(国土交通省)に基づくものとする。

- ・関連要領等(港湾浚渫)

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

4 工事費の積算について

発注者は、従来施工での設計・積算を行い発注し、契約後の協議において、受注者の希望により ICT 施工技術を活用する場合、ICT活用工事積算要領(国土交通省)に基づく積算により費用を計上するものとする。

5 発注方式

- ・受注者希望型

受注者は、対象工事でICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、発注者へ協議書、ICT活用工事实施計画書(別添)等を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。

6 工事成績評価における措置

ICT施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「□ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。(0.8点)

※ICT活用工事実施計画書に記載の施工プロセスが計画のとおりを実施されなかった場合、加点及び減点は行わない。

7 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工技術の活用を実施するにあたって、その施工管理、監督及び検査については、国土交通省が定める出来形管理の監督・検査要領等に則り実施するものとする。なお、基準等の改定や新たに基準等が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の要領等によるものとする。

8 その他

・現場見学会、講習会の実施

受注者は、ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を実施する場合は協力すること。

・調査等

発注者がICT活用工事について調査を実施する場合、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査内容・時期等については、その都度、受注者に指示するものとする。

・証明書の発行

ICT活用工事を実施した受注者にICT活用証明書を発行する。

附則

策定	・令和 5年 6月30日	適用	・令和 5年 7月 1日
改定	・令和 6年12月26日	適用	・令和 7年 1月 1日
改定	・令和 7年 9月30日	適用	・令和 7年10月 1日
改定	・令和 8年 9月30日	適用	・令和 8年10月 1日